

平成18年5月24日

各 位

会社名 常 磐 開 発 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 住 吉 勝 馬
(J A S D A Q ・ コード番号 1 7 8 2)
問合せ先 取締役総務部長 榊原 清隆
TEL. 0 2 4 6 - 7 2 - 1 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第62回定時株主総会に下記のとおり、「定款一部変更の件」として下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)等が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、以下のとおり新設、変更及び削除等を行うものであります。

株券を発行する旨及び会社の各機関等の設置

新設：第7条(株券の発行)、第22条(取締役会の設置)、第30条(監査役および監査役会の設置)、第6章 会計監査人 第40条～第43条(会計監査人の設置、選任方法、任期、報酬等)

当社株式制度の管理の効率化を図り、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、単元未満株式についての権利の規定(第9条)を新設。

従来商法で定められていた株主総会の招集地の規制が廃止されましたので、招集地を明確にする規定(第14条)を新設。

株主の皆様の利便性の向上を目的に、株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示した場合には、書面による提供を省略できるため、本規定(第16条)を新設。

取締役会及び監査役会の機動的かつ効率的運営を図るため、取締役会の決議の省略(書面決議)等の規定(第26条第2項、第27条第2項及び第35条第2項)を新設。

社外監査役の適切な監査の重要性はますます高まる傾向から、社外監査役に独立性の高い優秀な人材を確保し、監査体制の一層の充実を図るため、本規定(第39条)を新設。

その他全般にわたり、「会社法」の文言等に合わせた表現及び構成の変更、整理。

- (2) 取締役会の招集権者及び議長について、取締役会長に欠員または事故がある場合は、取締役社長が招集権者及び議長となる旨に変更するものであります。(第25条第2項)
- (3) 本総会の終結の時をもって該当する取締役全員の任期が終了するため、附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、下線は変更箇所を示すものであります。

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 【条文省略】</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>下記の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下略】</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 【条文省略】</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれをおこなう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>2,900万株とする。ただし、株式の消却がおこなわれた場合はこれに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p style="text-align: center;">【現行どおり】</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下略】</p> <p>(本店の所在地)</p> <p style="text-align: center;">【現行どおり】</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数は、2,900万株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現行定款	変更定款案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、单元未満株式の買取りに関する事項、株券の再発行、株式の取扱いに関する手数料、その他株式に関する取扱いまたはその手続きについては、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び抹消、信託財産の表示及び抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、单元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項および本定款第45条、第46条に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(開催場所)</p> <p>第14条 当社は、本店所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</u></p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 <u>当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主が有する議決権の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でおこなう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 <u>当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会においてその議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. <u>前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第15条 <u>当社の取締役の定員は、15名以内とする。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>

現行定款	変更定款案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 <u>当社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>【第1項を右記2項に分離して規定】</p> <p>2. <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 <u>当社の取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>【新設】</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. <u>当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第19条 <u>当社は、取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第20条 <u>当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 <u>当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>【第2項を新設】</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第22条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議によって相談役および顧問を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 <u>当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれをおこなう。</u> 【第2項を新設】</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 <u>当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定める別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第24条 <u>当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 【新設】</p> <p>(監査役の定員)</p> <p>第25条 <u>当社の監査役の定員は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 <u>当社の監査役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> 【第1項を右記2項に分離して規定】</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> 2. <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限り。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第30条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第31条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>当社は、監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u> 【第2項を新設】</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 <u>当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役全員の過半数をもってこれをおこなう。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 <u>当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議により定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u> 【新設】 【章を新設】 【新設】 【新設】</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> <u>第6章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の設置)</u> 第40条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u> <u>(選任方法)</u> 第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第36条 当社の利益配当金及び中間配当金はその支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第17条の規定にかかわらず、平成16年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、従前の任期とする。 <u>なお、本附則は、該当する取締役の全員の任期終了後、これを削除する。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 <u>剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第47条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上